

令和5年度 阿武町DX推進支援事業
公募型プロポーザル実施要領

令和5年7月

阿武町

1. 目的

「阿武町DX推進支援業務」（以下「本業務」という。）は、デジタル技術やデータ、AI等を活用して、住民の利便性を向上させると共に、業務の効率化を図り、時代のニーズにも対応した行政サービスの向上を図って行くため、本町の業務に係る課題等を客観的に分析し、DXを推進していくための体制の整備やビジョンの明確化、デジタル技術を活用した施策や全体方針を策定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名 阿武町DX推進支援業務
- (2) 委託期間 契約日から令和6年3月21日まで。
- (3) 業務内容 「阿武町DX推進支援業務委託仕様書」のとおり。
- (4) 契約限度額 5,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、契約金額については、契約限度額の範囲内において、プレゼンテーション時に見積書を提出するものとする。（様式は特になし。）
- (5) 決定方法 公募型プロポーザル方式による。
- (6) 事務局 〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636
阿武町役場 総務課

3. 提案実施スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりです。

内 容	日 付
1. 手続き開始の公告	令和5年7月 3日（月）
2. 参加表明書の提出期限	令和5年7月14日（金）まで
3. 質問書の受付期間	令和5年7月11日（火）午後5時まで
4. 質問書の回答期日	令和5年7月13日（木）午後予定
5. プロポーザル参加申請期限	令和5年7月14日（金）午後5時まで
6. 参加資格確認の通知	令和5年7月20日（木）
7. 企画提案書の提出期限	令和5年7月25日（火）午後5時
8. プレゼンテーション	令和5年8月 2日（水）予定
9. プロポーザル審査結果通知	令和5年8月 4日（金）予定
10. 契約締結	令和5年8月 8日（火）予定

4. 応募資格条件

本企画提案に応募できる者は、次の要件をすべて満たすものに限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該

当しない者であること。

- (2) 阿武町の入札参加停止措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生又は再生手続きをしていないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 所得税又は法人税、市区町村税に納付（納入）すべき租税の滞納がないこと。
- (6) 本業務に類似する業務実績があること。

5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和 5 年 7 月 11 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 質問・回答書（様式 1）に記入し、期限までに電子メールにより送信のこと。（電話により受信確認を行うこと。）
- (3) 提出先 メールアドレス：kikaku04@town.abu.lg.jp
- (4) 回答方法 参加申請書の提出者全員に対し、7 月 13 日（木）までに電子メールにより送信する。
- (5) 注意事項 質問に対する回答は、実施要領等を補完するものとする。評価及び審査に係る事項等への質問は受け付けないものとする。

6. 応募手続き等

プロポーザルへの提案を希望する場合は、以下のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出書類
 - ア. プロポーザル参加申請書（様式 2）
 - イ. 事業者（会社）概要（様式 3）
 - ウ. 業務実績書（様式 4）
- (2) 提出期限 令和 5 年 7 月 14 日（金）必着 午後 5 時まで
- (3) 提出方法 事務局へ郵送または、メールアドレス：kikaku04@town.abu.lg.jp（電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認すること。）

7. 参加資格審査と結果の通知

提出された参加表明に係る書類により参加資格を確認し、7 月 20 日（木）に電子メール等にて審査結果を通知する。

8. 提案書類の提出

(1) 企画提案書（様式任意）

表紙、目次等を含めA4版10ページ以内とすること（必要に応じてA3版の使用も可）

(2) 見積書（様式任意）

具体的な積算内容が分かるように内訳書を添付し、見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、5,000千円以内の金額とすること。

(3) 業務工程表（様式任意）

A4版1枚に業務の工程を記載すること。

(4) 業務実施体制調書（様式5）

本業務を担当する業務責任者、担当者について、担当する業務内容等を記載すること。

(5) 業務責任者調書（様式6）

業務実施体制調書に記載したうち、業務責任者について作成すること。

(6) 提出期限

令和5年7月25日（火） 午後5時まで

(7) 提出方法

事務局へ郵送または、メールアドレス：kikaku04@town.abu.lg.jp
（電子メール送信後は事務局へ電話で受信確認すること。）

9. プレゼンテーション・審査

(1) 実施方法

ア. 開催日：令和5年8月2日（水） ※開始時刻については別途通知する。

イ. 開催方法：提出された企画提案書、プレゼンテーション等に基づき審査を行います。審査により、最も優れた参加事業者を本業務の優先交渉者として決定する。（Web会議システム等を利用したプレゼンテーションも可）

ウ. 説明等：プロポーザル審査会におけるプレゼンテーションは、本件業務の担当予定者が説明を行うものとする。

※1社当たり40分程度（説明30分、質疑応答10分）

(2) 企画提案の審査・通知

企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査委員会を組織して審査し、下記に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点が最も高い者を候補者とする。

ア. 複数の同得点者が生じた場合は、審査委員の合議により順位を決定する。

イ. 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとする。

ウ. 審査委員会の構成は公表しない。

エ. 審査の結果は、すべての提案者に対して書面により通知する。

オ. 審査結果に対する異議等は受理しない。

(評価基準)

審査項目	審査の視点	配点	点数
活動実績	活動実績を豊富に持ち、実績に伴うノウハウが活かせる内容か	20	
人員体制	業務遂行にあたり、必要十分な能力を有する人員、および体制となっているか	10	
現状認識	本町の現状や問題認識を適切にとらえているか	10	
業務理解度	本業務の目的、内容が十分に理解出来ているか	10	
提案内容	D X推進部署だけでなく、D Xを実現する現場職員を巻き込んだ提案になっているか	15	
独自提案	仕様書に基づく業務のほか、本町にとって有効で独自性のある提案内容となっているか	20	
スケジュール	業務遂行にあたり、適切かつ現実的なスケジュールが提示されているか	10	
見積価格	提案内容と見積額を比較して適切な見積額となっているか（※提案上限額を超える場合は失格とする）	5	
合 計		100	

10. 契約の締結

町は、受託候補者と本業務の契約に関し協議し、その協議が整い次第、当該契約を締結するものとする。この場合において、協議が整わなかった場合は、次位の事業者と同様の協議を行う。

11. その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加証明書及び企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者または提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書等の提出は1社につき1案とする。
- (4) 提出された書類等の所有権は町に移転するものとし、すべての書類の返却は

行わない。

- (5) 提出された書類等の著作権は、それぞれの提案者に帰属したままとし、町は、提案者の評価の目的以外にこれを使用しないものとする。ただし、評価に必要な限りにおいて、写しを作成する必要がある場合には、町が提出書等を複製できるものとする。
- (6) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 本プロポーザルから辞退する場合は、速やかに書面（様式7）によりその旨届け出るものとする。
- (8) 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
 - ア. 参加要件資格を満たしていないもの。
 - イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合または、審査に影響を与えるような不備があった場合
 - ウ. 本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - エ. 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - オ. 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合
 - カ. 本プロポーザルの公告日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合
- (9) 特定された企画提案書等の内容については、当該業務の仕様書に適切に反映するものとする。

12. 問合せ先

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地

阿武町役場 総務課（担当：中野・平田）

TEL 08388-2-3110

電子メールアドレス kikaku04@town.abu.lg.jp

阿武町DX推進支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和5年度阿武町DX推進支援業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和6年3月21日まで

3. 委託業務内容

- ①DX推進計画に向けた、阿武町の業務に係る課題分析と業務改善の方策
- ②DXを推進していくための体制の整備やビジョンの明確化
- ③デジタル技術を活用した全体方針の策定
- ④成果を周知するための職員研修の開催 等

4. 会議等の開催予定

助言・支援業務を行う会議等は月2回程度を予定。オンラインでの開催も可。

5. 成果物

本業務における成果物は以下のとおりとする。

- (1) 実績報告書：現状や課題の分析、業務改善、体制整備の提案等
- (2) 各会議の議事録の概要等
- (3) 阿武町DX全体方針

6. 納品時期及び納品形態

- (1) 令和6年3月21日（木）までに納品すること。
- (2) 成果物については、簡易製本されたドキュメント1部及び電子データにて提出のこと。

7. 作業全般における要件

- (1) 当町の条例、規則等を遵守し、当町にとって適切な成果物が作成されるよう、当町の立場に立って業務を遂行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (2) 作業に着手する時点で体制図を提出し、随時最新版に更新を行うこと。
- (3) 作業に着手する時点で詳細なスケジュールを提出し、随時最新版に更新を行うこと。
- (4) 調査等の実施に際しては、当町関係課と連携をとること。
- (5) その他、業務の実施に必要な事項については、当町と受注者で協議の上定め

ることとする。

8. 留意事項

(1) 資料の提供

本業務の実施に当たり必要と思われる資料及びデータの提供は、当町が妥当と判断する範囲内で行う。

(2) 疑義事項

本業務の実施に当たっては、本仕様書及び契約書等の内容を遵守すること。なお、本仕様書及び契約書に定めがない事項や不明点、執行上の疑義が生じた場合は、当町と協議して決定する。

(3) 守秘義務

業務の履行に際し、業務の遂行上知り得た事項は、当町の下承を得ずに第三者に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない。本業務終了後も同様とする。

(4) 個人情報の保護

個人情報等の取り扱いについて、個人情報等保護の重要性を十分に認識し、業務の如何に関わらず個人の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(5) 成果物の権利等

ア. 契約期間終了後、本仕様による成果物について、当町がインターネットを含む対外的な発表を行うこと、複製、翻訳、譲渡及び貸与することに関して、受注者は一切の意義を申し立てないこと。

イ. 本仕様による成果物の一切の権利は、当町に属することを確認するが、うち一部に受注者に属する著作権人格権が残存する場合には、その内容を納品時に全て明示し、その権利を行使する場合には、その一切について、書面による当町の承諾を要するものとする。

ウ. 受注者は、本仕様による成果物が、当町以外の者の著作権等の権利を侵害しないことを確認するものとする。